

令和6年度における飯島町の障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年11月24日

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和6年度における飯島町の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、予算の適正な執行及び契約の透明性に留意し、「別表」の物品等の種別ごとの合計額について、次の調達の合計基準額を上回ることを目標とする。

○調達の合計基準額 359,000円

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、飯島町が発注する全ての物品等に適用する。

（2）随意契約の活用

調達を担当する所管課等は、物品等の調達に当たり、競争性及び透明性に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

（3）調達実績の公表方法

飯島町は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、法第9条第5項に基づき、その概要を飯島町公式ホームページに公表する。

別表

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物品	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍、トナーカートリッジなど
	食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繡品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、日用消耗品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしづり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別など